

**SAICM 国内実施計画の進捗結果について
(業界団体・労働団体編)**

令和2年3月

S A I C M 関係省庁連絡会議

SAICM 国内実施計画の進捗結果について (業界団体・労働団体編)

【目 次】

内容

I.	はじめに.....	1
II.	業界団体の取組事例	2
1.	日本化学工業協会	2
2.	日本石鹼洗剤工業会.....	18
3.	電機・電子 4 団体	28
4.	日本自動車工業会	29
5.	アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP)	33
III.	労働団体の取組事例	36
6.	日本労働組合総連合会	36

I. はじめに

S A I C M国内実施計画は、W S S D2020 年目標の達成に向けた今後の戦略を示すものとして、平成 24 年 9 月に S A I C M 関係省庁連絡会議において取りまとめられたものである。この国内実施計画の実施状況については「2015 年に開催予定の I C C M 4 に先立って、関係省庁連絡会議において実施状況を点検し、結果を公表する」と定められており、平成 26 ~27 年にかけて進捗状況の点検が行われた。

W S S D2020 年目標の目標年を迎えるにあたり、本報告書では、S A I C M国内実施計画に関わる主体として、業界団体・労働団体における各種取組の点検結果を取りまとめたものである。

S A I C M国内実施計画では、計画策定の参加者として、市民、行政、学識経験者等に加え、労働者、事業者が規定されており、それらの主体による化学物質管理に関する取組として様々な事例が紹介された。

それらを踏まえ、本報告書は、これまで業界団体や労働団体等が実施してきた多様な化学物質管理に関する取組について、アンケート調査を実施し、得られた進捗結果に基づき作成されたものである。

点検の結果、業界団体、労働団体による取組は、S A I C M国内実施計画で掲載された取組やそれ以外の取組も含め、概ね進捗していることを確認した。また、新たな取組として、サプライチェーンを通じた事業者における化学物質管理活動の推進、グローバル展開や更深なる理解の浸透をふまえた消費者への情報提供、新たな環境課題として関心が高まる S D G s 達成に向けた取組等が各団体により実施されていた。今後、業界団体、労働団体に求められる取組内容や進め方については、I C C M 5 で策定が予定されている 2020 年以降の化学物質管理に関する新たな国際枠組みの内容、国が策定する S A I C M国内実施計画に替わる国内計画の内容、本点検における指摘等を踏まえつつ検討を行うこととする。

II. 業界団体の取組事例

1. 日本化学工業協会

1.1 レスponsible・ケア活動

【取組の概要】

化学工業界では、化学物質を扱うそれぞれの企業が化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄・リサイクルに至る全ての過程において、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、活動の成果を公表し社会との対話・コミュニケーションを行う活動を展開している。この活動を『レスponsible・ケア (Responsible Care : RC)』と呼んでいる。

2006年（平成18年）に国際化学工業協会協議会（International Council of Chemical Associations : I C C A）はRC活動発展のための指針としてRC世界憲章を制定し、会員企業はこの方針に基づいてRC活動を世界的規模で展開している。2014年（平成26年）、制定後の活動重点施策の変化を反映させて、より簡潔かつ具体的な行動戦略としてRC世界憲章が改訂された。本改訂に伴い、日本化学工業協会では改めてRC活動に対する認識を強化して世界各国でのRC活動の推進を図っていくため、海外に広く事業を展開している会員企業56社（2015年末）からの署名を得た。また、2014年改訂RC世界憲章の主旨である、G P S / S A I C Mへの取組み等化学品の適正管理や、プロセス安全、セキュリティ等、より具体的な行動を求め、さらにビジネスパートナーへの働きかけやステークホルダーへの情報発信、社会の持続的発展への貢献といった点について反映させた環境安全に関わる改定方針として、「環境・健康・安全に関する日本化学工業協会基本方針2016」を制定した。日化協のRC委員会は会員企業と共に、レスponsible・ケアの5つの実施項目の実現を目指して活動を推進し、その成果を公表して「社会とのコミュニケーション」を行うことを積極的に進めている。その一環として日本全国15地区において工場近隣の住民等関係者と企業とがリスクコミュニケーションを行う、レスponsible・ケア地域対話集会の開催を継続している。



図表1 レスponsible・ケアの実施項目

RC 世界憲章(2014 改訂版要旨)

☆RC活動は、化学製品の安全管理、持続的発展への貢献に対する化学産業の統一したコミットである。
☆署名者はRC活動を強化し以下をコミットする。

1. 企業トップとしてRC活動の強化に自らリーダーシップを発揮
2. RC活動による健康・安全・環境の確保
3. 科学的かつリスクに基づく化学製品の安全管理強化
4. ビジネスパートナーへの積極的な働きかけ
5. 情報公開等を通じたステークホルダーへの発信
6. 社会への持続的な発展への貢献

図表2 RC世界憲章の要旨

【環境・健康・安全に関する日本化学工業協会基本方針 2016】

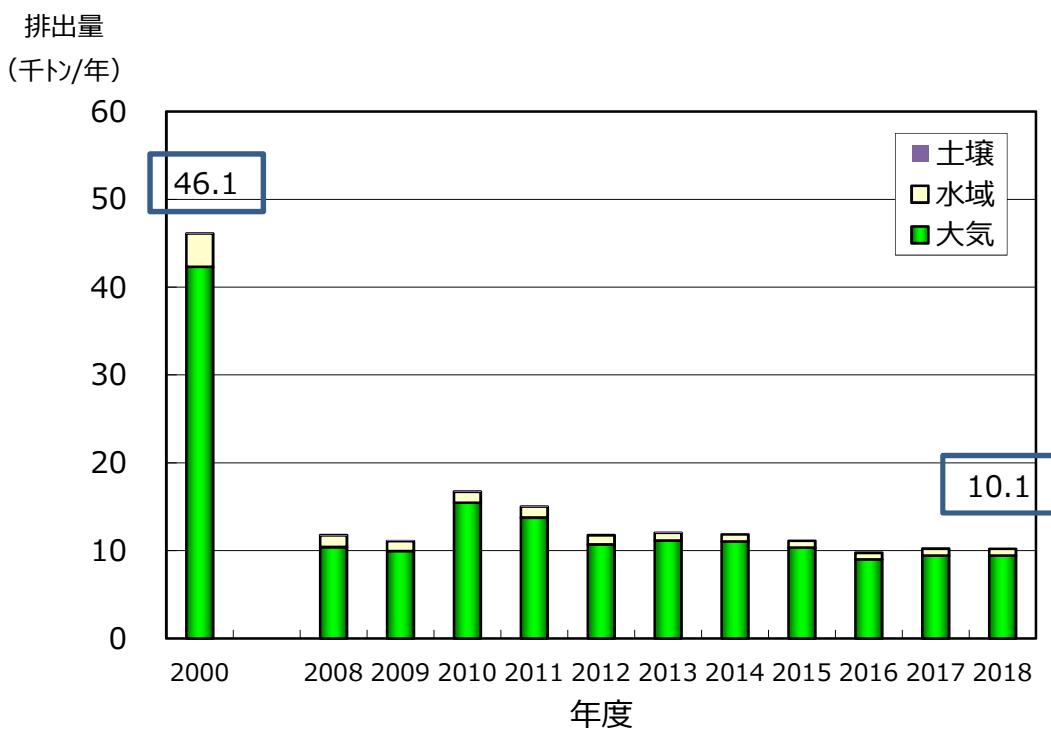
- 1) 経営層自ら強いリーダーシップを発揮し、国内外での環境・健康・安全の確保に努める。
- 2) 製品の開発から廃棄に至るまでの全ライフサイクルにわたり環境・健康・安全のパフォーマンスや、施設・プロセス・技術に関わるセキュリティの継続的改善に努め、その成果を社会に公表する。
- 3) 省資源及び省エネルギーを一層推進し、廃棄物の削減及びその有効活用に努める。
- 4) サプライチェーンにわたって化学品の安全性とプロダクト・スチュワードシップの継続的改善を促進することにより、環境と人々の健康・安全を守る。
- 5) 化学品のライフサイクルにわたる健全な科学に基づくリスクベースの化学品管理の法規策定に参画し、ベストプラクティスを実践することにより、化学品管理システムを強化する。
- 6) ビジネスパートナーに対し化学品の取り扱いが安全に管理できるよう働きかける。
- 7) 製品及び操業が環境・健康・安全に及ぼす影響に関して、行政当局及び市民の関心に留意し、正しい理解が得られるよう必要な情報を開示し、対話に努める。
- 8) 環境・健康・安全に関する活動に対するステークホルダーの期待に一層応えるため、地域、国及び世界的規模の対話活動を更に拡大する。
- 9) 革新的技術やその他のソリューションを開発・提供することにより社会の持続的発展に貢献する。

図表3 環境・健康・安全に関する日本化学工業協会基本方針 2016

【取組の結果】

レスポンシブル・ケア活動の取組の結果として、以下に P R T R 指定物質の排出量の推移を示す。進捗状況の特徴は以下の通りである。

- ✧ 2018 年度の P R T R 指定物質の排出量は 10.1 千トンであり、2000 年度比で約 78% 削減している。
- ✧ 法改正で指定物質数が増えたため、2010 年度の排出量は一時的に増えたが、それ以降も継続的に削減している。
- ✧ 排出量の内訳は、大気への排出 92.6%、水域への排出 7.4%、土壤への排出は 0.1% 未満であった。
- ✧ また、日本化学工業協会では P R T R 指定物質と共に V O C の自主的排出量削減にも取組んでいる。本活動に賛同する会員の 2018 年度の全 V O C 排出量は 24.8 千トンであり、2000 年度比で約 72% 削減している。



図表 4 日化協会員企業における PRTR 法指定物質の排出量推移

1.2 新たな化学物質管理の活動（GPS/JIPS）

【取組の概要】

G P S（Global Product Strategy）とは、2006年の第1回国際化学物質管理会議（I C CM1）での『化学物質管理に関する戦略的アプローチ（S A I C M）』の採択を受けて、I C C Mがコミットした国際的な化学品管理戦略である。G P Sでは各企業が自社の化学製品のリスク評価を自主的に行い、リスクベースでの適正な管理を実施すると共に、その安全性、リスクと管理方法に関する情報を社会一般に公開することを通じて、サプライチェーン全体での化学品のリスクを最小限にすることを目指している。J I P S（Japan Initiative of Product Stewardship）は、G P Sの日本版であり、成果の一つである「G P S／J I P S安全性要約書」（G S S）を日化協のJCIA BIGDr（ビッグドクター）ウェブサイトで顧客を含めた社会一般に情報公開している。JCIA BIGDrへのアクセス件数は約25,000件／月である。

【取組の結果】

- ✧ 日化協ではG P S／J I P S活動を推進するにあたり、「リスクアセスメントガイドンス」等を作成、発行している。日化協で新たに開発した「G H S法」による「J I P S混合物リスク評価のためのガイダンス」を2016年に公開した。
- ✧ 日化協では2013年に第一次、2015年に第二次G P S／J I P S推進キャンペーンを展開。2016年にG S S作成数の多い企業を表彰する「JIPS賞」を創設した。これらの活動によりG S Sの公開実績は554件（2019年12月時点）となっており、推進活動を継続している。（図表参照）
- ✧ 会員企業有志が協働でG S Sを作成する「G P S／J I P Sコンソーシアム活動」を2015年に開始した。現在まで6物質の「安全性要約書のドラフト」（G S Sのひな型）がコンソーシアムで作成された。
- ✧ 2014年から2019年まで、化学物質のリスク評価を行う企業の実務担当者の養成講座である「ケミカルリスクフォーラム」の導入編を企画し、リスク評価の考え方を普及する一助として、公開で開催した。
- ✧ I C C Aとの連携のもと、2009年から2015年にG P Sワークショップをアセアン各国で開催し、アセアン各国協会によるG P S普及活動を支援した。
- ✧ 会員の安全性情報収集、リスク評価及びG S S作成・公開を支援するユーザーフレンドリーな統合情報ポータルJCIA BIGDrを2015年から公開（一部の機能）し、継続的に更新している。
- ✧ G S Sの作成を支援するリスクアセスメントツール「GSSMaker」（G S Sメーカー）と混合物のリスクアセスメントが可能な作業者安全に特化したツール「BIGDr.Worker」（ビッグドクターワーカー）を開発し、JCIA BIGDrウェブサイトで公開（一部の機能）している。また、「J I P S混合物リスク評価のためのガイダンス」に基づき混合物中の主要成分を選定する「LeadSelector」（リードセレクター）を開発し、

BIGDr.Worker に実装した。



図表 5 GPS/JIPS 安全性要約書のアップロード数の推移

1.3 JCIA BIGDr

【取組の概要】

日化協では、会員のG P S／J I P S活動を支援するため、リスク評価を行うための各種情報の収集やG P S／J I P S安全性要約書(G S S)の作成方法等G S S活動をさらに強力に推進するための総合支援サイト“JCIA BIGDr”(ビッグドクター)を開発し、2013年に会員向けに、2015年からは一般公開(一部の機能)している。JCIA BIGDrのウェブサイトは順次バージョンアップ及びデータの拡充、更新を行っている。また、2016年に英語版ウェブサイトを公開した。JCIA BIGDrの主な機能を下記に示す。

- ✧ 化学物質の有害性情報、法規制情報のポータルサイト
- ✧ リスクアセスメントのガイダンス、及びリスクアセスメントツールのダウンロードサイト
- ✧ G S Sの公開サイト
- ✧ 化学物質管理に関する国内外の新着情報や報道発表情報を配信しているメールマガジンのアーカイブ
- ✧ 労働安全衛生法の特設ページ(労働安全衛生法改正に伴い義務付けられたリスクアセスメントの支援、促進のため2016年に新設)

図表6にJCIA BIGDrのトップページ画面を示す。JCIA BIGDrの上部タブにある各ボタン(赤枠囲み部分)と機能の関係については図表参照。



図表6 JCIA BIGDrのトップ画面のイメージ

図表7 JCIA BIGDrにおける機能メニューと機能の概要

機能メニュー	機能概要
① 有害性情報D B ポータル	官公庁等が公開し、国内外に点在する代表的な有害性情報データベースにリンクしており、物質の有害性情報を一括検索することができる。
② 国内外法規制情報	国内外法規制情報データベースにリンクしており、物質の法規制情報を一括検索することができる。
③ リンク集	有害性情報、ばく露評価、リスク評価等に関する国内外の有益な各種情報源をまとめた解説付きリンク集を掲載。
④ 資料集	リスク評価やG S Sの作成・登録等に関する日化協セミナー資料等を掲載。
⑤ リスクアセスメント実践	日化協が提供するリスクアセスメントツール（GSSMaker、BIGDr.Worker）を用いた作業者リスク評価及びG S S作成の流れをまとめたページ。
⑥ リスクアセスメントツール	「GSSMaker」及び「BIGDr.Worker」をダウンロードすることができる。
⑦ 安全性要約書(GSS)	日本企業が作成したG S Sの掲載サイト。
⑧ G P S／J I P S コンソーシアムと安全性要約書のドラフト	「安全性要約書のドラフト」(G S Sのひな型)を掲載。
⑨ G P S／J I P S	G P S／J I P Sのパンフレットを掲載。
⑩ ケミマガアーカイブス	化学物質管理に関するメールマガジン「ケミマガ」(みずほ情報総研株式会社)、「N I T Eケミマガ」(独立行政法人製品評価技術基盤機構)及び日本化学物質安全・情報センター(J E T O C)が発行している最新情報を、過去の配信情報を含めて国・機関別、ジャンル別にリストに整理したもの。
⑪ 労働安全衛生法特設ページ	労働安全衛生法の改正(2016年6月1日施行)により義務付けられたリスクアセスメントの支援、促進のための特設ページ。
⑫ お問い合わせ	リスク評価やG S Sの作成・登録等に関するユーザーの質問や要望を受け付けるヘルプ機能。

1.4 サプライチェーンでの化学物質管理活動

【取組の概要、取組の結果又は進捗状況】

日化協は、2011年にアーティカルマネジメント推進協議会（JAMP）と協働で“製品中の化学物質管理”の観点から、リスク情報の業界横断的な共有化を図るため、SCRUMプロジェクト（スクラムプロジェクト、Project of Supply chain Chemical Risk management and Useful Mechanism discussion）を立ち上げた。

本プロジェクトの目的は、化学物質のリスクベースの管理がサプライチェーン全体で適切かつ効率的に行われるために必要な共通評価手法と情報伝達の仕組みを構築し、化学物質によるリスクの低減と最小化を目指すことである。そこで、2011年にサプライチェーンにおける化学物質のリスク管理及び既存の情報伝達システムについて、川中企業、川下企業におけるリスク評価の実施や危険有害性情報の入手などについての問題点の調査、解析を実施した。その結果、川中以降の事業者の化学物質に関するリスク評価・管理についての認識を促進することが必要と考え、リスク評価事例を添付した「サプライチェーンにおける化学物質のリスク管理に関する指針」を2015年に、より具体的にリスク評価の手順を示した「サプライチェーンにおける化学物質のリスクアセスメント手順書」を2016年に作成し、公開した。本プロジェクトは2017年に完了している。



図表8 サプライチェーンでのリスク管理のあり方（情報伝達）

また、経済産業省では、2013年に「化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会」を立ち上げ、日化協もその一員として参画してサプライチェーンにおける製品含有化学物質に関する情報伝達スキームのあり方に関して種々の検討を行った。その成果として、製品に含有される化学物質が人の健康や環境に悪影響を与えないよう適正に管理するため、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の情報伝達を可能にし、サプライチェーン全体で利用可能な共通スキームとして、chemSHERPA（ケムシェルパ）を2015年に一般公開した。化学製品の情報は、chemSHERPA-CIを用いて伝達され、伝達項目としては、譲渡提供者情報、管理対象物質名称、CAS登録番号、含有率等の成分情報が含まれる。一方、成形品の製品は、chemSHERPA-AIで情報伝達がなされ、chemSHERPA-CIの情報に加え、製品に含まれる化学物質が遵法であることを判断するための情報も伝達される。現在、chemSHERPAは、JAMPが運営しており、国内電気電子業界に関わるサプライチェーンを中心に利用されている。JAMPでは、電気電子分野のサプライチェーンのみならず、chemSHERPAを自動車部品業界等他の業界やアジア地域にも拡大させるため、関連工業会との定期会合を開催するとともに、タイ、マレーシアで現地企業の管理者・実務者に対して、chemSHERPAを用いた製品含有化学物質情報管理手法の研修を実施し、現地サプライヤーを指導するトレーナーの育成を計画している。今後も各国・各機関に対するchemSHERPAの普及活動を継続していく予定である。



図表9 chemSHERPAを用いたサプライチェーンにおける情報伝達

1.5 Long-range Research Initiative

【取組の概要】

Long-range Research Initiative (L R I) とは、 I C C A の自主活動のひとつで、日米欧の化学産業界（日本化学工業協会、米国化学工業協会、欧州化学工業連盟）の協力下で進めている長期的な自主研究支援の取り組みである。L R I の主な目的は以下の 3 点である；

- ・化学物質と健康・環境に関する科学知識を広げること。
- ・試験法やスクリーニング手法の開発により、化学物質・製品の安全管理能力の向上を推進すること。
- ・科学的根拠に基づく公共政策の決定を支援すること。

1999 年に環境ホルモン問題が契機となり、 I C C A がグローバルな自主研究支援活動としてスタートしたのが始まりで、日本では 2000 年以降、日化協が推進している。化学業界を取り巻く環境の変化に応じて、会員各社のニーズを反映させた研究方針・テーマ策定のための具体的検討と運営組織の見直しを行い、研究成果の公表、活用の更なる推進をめざして、 2012 年より新 L R I として再出発した。

【取組の結果】

1. 研究課題の採択状況

2012 年 11 月（第 1 期）は、 5 つの研究分野で計 14 課題の委託研究を開始し、 2019 年 3 月時点（第 7 期）では、計 11 課題が採択されている（ 1 課題の支援期間は最長原則 3 年）。

図表 1 L R I における委託研究の採択状況

分野	第 1 期 2012/11- 2013/10	第 2 期 2013/11- 2015/6	第 3 期 2015/7- 2016/5	第 4 期 2016/3- 2017/2	第 5 期 2017/3- 2018/2	第 6 期 2018/3- 2019/2	第 7 期 2019/3- 2020/2
1. 新規リスク評価手法の開発と評価	9	11	10	8	9	5	4
2. ナノマテリアルを含む、新規化学物質の安全性研究	1	2	2	3	1	1	1
3. 小児、高齢者、遺伝子疾患などにおける化学物質の影響に関する研究	1	3	4	2	2	2	1
4. 生態・環境への影響評価	3	3	1	1	1	2	1
5. その他、緊急対応が必要とされる課題	0	1	1	1	2	1	1
6. マイクロプラスチックのリスク評価	0	0	0	0	0	1	3
計	14	20	18	16	15	12	11

2. L R I 委託研究の成果の公表

研究課題の成果は、投稿論文及び学会発表等により公表している。

図表 2 L R I 委託研究による論文投稿状況

	第1期 2012/11- 2013/10	第2期 2013/11- 2015/6	第3期 2015/7- 2016/5	第4期 2016/3- 2017/2	第5期 2017/3- 2018/2	第6期 2018/3- 2019/2	第7期 2019/3- 2020/2
投稿論文数	7	11	4	3	3	4	4

3. 日化協L R I の支援で作成された評価ツール（リスク評価、ばく露評価など）

日化協L R I の支援により作成された評価ツールについては一般公開を行っている。

(1) SWEEs(スイー、Integrated Score-based Workplace Exposure Estimation system) (第1期～第2期)

大阪大学大学院工学研究科・東海教授が開発した作業環境におけるばく露を推定するばく露評価ツールである。欧州の確率論的ばく露評価ツールであるART(Advanced REACH Tool)を雛形に日本での作業環境に適合可能なシステムとして開発された。¹⁾

(2) AIST-MeRAM(アイスト・メラム、The National Institute of Advanced Industrial Science and Technology Multi-purpose Ecological Risk Assessment and Management Tool：産総研生態リスク評価管理ツール)(第1期～第3期及び第4期～第5期)

国立研究開発法人産業技術総合研究所上級主任研究員の林彬勤らが開発した化学物質生態リスク評価管理のためのソフトウェアである。煩雑なリスク評価を簡単に実施できるように、評価の手法と膨大な評価用データを搭載した準人工知能システムである。²⁾

(3) ChemTHEATRE(ケムシアター、Chemicals in the THEATRE [Tractable and Heuristic E-Archive for Traceability and Responsible-care Engagement])(第4期～第6期)

愛媛大学沿岸環境科学研究センターの仲山講師が開発した、効率的に環境汚染物質のモニタリングデータを集積、可視化するためのプラットフォームである。学術論文または公的機関の報告書として数多く存在している化学物質の環境中濃度に関する情報を1つのデータベース(ChemTHEATRE)にまとめ、統一した形式で収録することにより、個々の化学物質のトレーサビリティの確保、環境中での挙動・運命予測やリスク評価に要していたコストの削減が期待される。³⁾

4. 日化協 L R I の支援で作成された動物実験代替法に係るO E C D テストガイドライン
日化協 L R I において第 4 期及び第 5 期に研究助成を行った「新規 Lys 及び Cys 誘導体を用いた皮膚感作性予測法 (A D R A 法)」⁴⁾ (代表研究者: 笠原利彦 (富士フィルム株式会社)) が、O E C D テストガイドライン Test No.442C に 2019 年 6 月 18 日付けで収載された。

参考文献

- 1) Ishimaru, T., et al., *Society for Risk Analysis, Annual meeting.* (2013.12.7-13, Baltimore)
- 2) Bin-Le, Lin, et al., *SETAC Europe 24th Annual Meeting.* (2014.5.11-15, Basel)
- 3) Nakayama K., et al., *8th International Conference on Marine Pollution and Ecotoxicology.* (2016.6.20-24, Hong Kong SAR)
- 4) Fujita, M., et al., *J. Appl. Toxicol.*, 39(2), 191-208.



図表 3 Long-range Research Initiative (LRI) の取組概要

1.6 海洋プラスチック問題への取り組み

【取組の概要】

プラスチックを始めとする化学製品は、人類の社会生活上、必要不可欠なものであるが、その高い耐久性ゆえ、海洋に流出すると長期間にわたり環境中にとどまることとなり、生態系、生活環境、漁業、観光等への影響が懸念されている。

化学産業界として、この海洋プラスチック問題に率先して取り組むことを目的として2018年9月に「海洋プラスチック問題対応協議会（Ja i ME、ジャイミー）」を設立した。

2019年現在、会員数は50で、化学・プラスチック関連企業、関連業界団体が参画している。日本化学工業協会、日本プラスチック工業連盟、プラスチック循環利用協会、石油化学工業協会、塩ビ工業・環境協会が共同事務局として運営を担当している。

プラスチック廃棄物流出の防止

—廃棄物管理能力向上への貢献—

既に流出したプラスチック廃棄物への対応

—科学的知見の強化—

図表4 Ja i MEの基本理念

【取組の結果】

主な取組の内容は、以下の通りである。

海洋プラスチックに関する様々な情報の整理と発信、
及び国内外の規制などの動向への産業界としての意見具申等の対応

・海洋プラスチックに関する様々な報告と情報を解析し、各国での廃プラスチックの管理の現状、リサイクル手法などの開発状況、廃プラスチック関連の国内外の規制の動向などについて検討し、Ja i MEの活動に活用するとともに、必要に応じて対処方針を協議し、産業界としての意見具申等を実施している。

アジア新興国におけるプラスチック廃棄物管理向上のための支援

・プラスチック廃棄物の管理には、まずプラスチック廃棄物の発生量を把握することが必要である。プラスチックの製造、使用、廃棄、リサイクルまでを定量的に把握するためには、プラスチックのマテリアルフロー図を作成する統計手法とデータ収集に必要な関係者間での協力関係の構築について、日本の知見や経験を紹介する東南アジアの国々を対象とした研修事業を計画し、2020年2月に日本で実施した。

国内啓発活動

- ・プラスチックは貴重な化石資源から作られており、価値あるものであるとの認識を深め、ポイ捨て等の防止に結び付けていくこと、さらに、プラスチックは非常に有用で暮らしを豊かにするものであり、廃棄物の管理や使用後の有効利用までを考えて責任を持って使用することで、持続可能な社会に貢献する可能性を持っていることを、中学生等にわかりやすく紹介するDVD教材の作成を計画している。2020年度に完成予定である。

科学的知見の蓄積

- ・プラスチック資源の循環利用を推進するためには、廃プラスチックの種類や状態（汚れなど）等に応じて、分別から最終処分までのライフサイクル全般に亘る環境負荷削減効果を踏まえ、適切な評価手法を選択し、プラスチック資源を有効活用していくことが必要である。

そこで、家庭から排出される容器包装廃プラスチックを発電焼却によりエネルギー回収リサイクルした場合、マテリアルリサイクルした場合、ケミカルリサイクルした場合のそれぞれの環境負荷削減効果（エネルギー資源消費、CO₂排出量）をライフサイクル全体に亘って評価し、各手法の有効性を検証した。

<結果・結論>

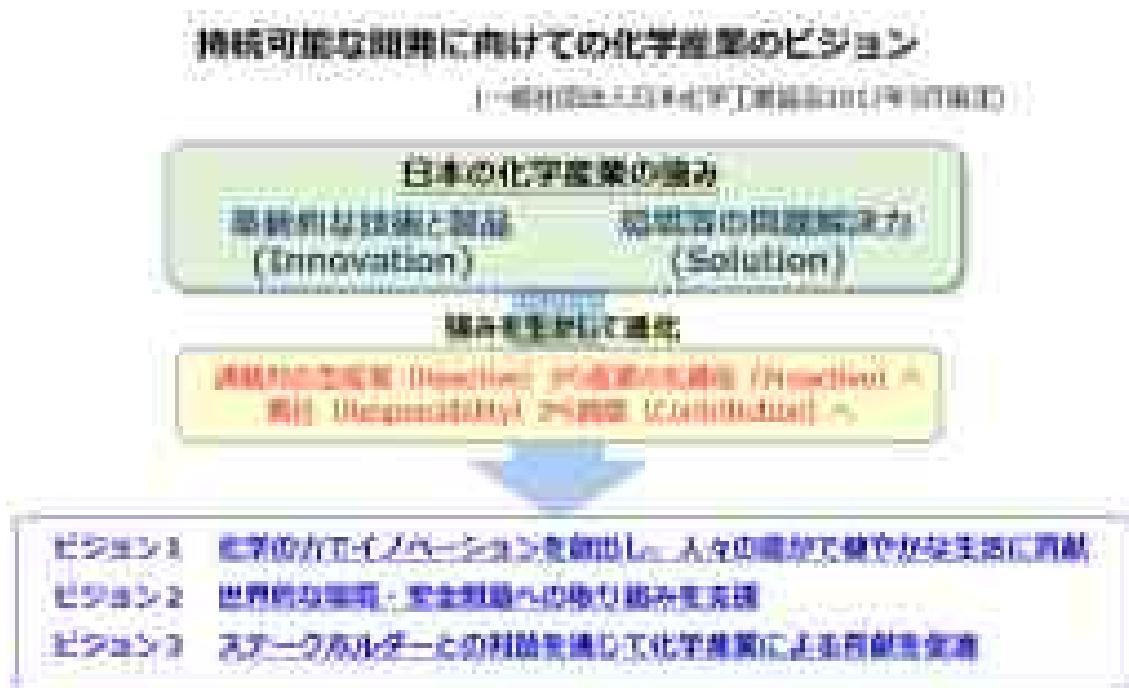
一定程度の発電効率を持ったエネルギー回収リサイクルは、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルと比較して、環境負荷削減効果において劣るものではなく、廃プラスチック資源有効利用の手段の選択肢の一つとなりうることが判明した。ライフサイクル全般の環境負荷削減を考慮し、廃プラスチックの資源有効利用率の改善のためには、廃プラスチックの品質・性状等に応じ、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、エネルギー回収リサイクルの各手法を最適に組み合わせて活用することが必要であるとの結論である。検証報告書は日化協のウェブサイトで公開している。

1.7 SDGs に関する活動

【取組の概要】

日化協は、2017年1月にSDGsタスクホースを発足し、日本の産業の歴史を振り返りながら、化学産業がいかにSDGsに貢献できるかを検討し、2017年5月には「持続可能な開発に向けての化学産業のビジョン」を策定した。

日化協では、このビジョンに基づき、会員企業におけるSDGs達成に向けての活動を支援するとともに、ステークホルダーの皆様と対話を重ね、化学産業の持続可能な開発について理解を得ることに努めている。



図表 5 持続可能な開発に向けての化学産業のビジョン

【取組の結果】

- ❖ 日化協は、「ビジョン」の策定に際し、SDGsの17の目標毎に、関連する化学産業の活動事例を整理し、公開している。
例えば、SDG12の『つくる責任、つかう責任』では、「レスポンシブル・ケア全般が本目標に関連している。S A I C M & G P Sにより、製品ライフサイクルにおいて化学物質を管理している。機能性素材・技術により、環境に負荷の少ないプロセスや 省資源プロセスを開発している。廃棄物の再利用や資源化技術により、廃棄物の削減に貢献している。」と明示している。
- ❖ 日化協は、会員の活動を支援するSDGs部会を設置し、勉強会などより、会員は相互に学び、自社の活動の向上を図っている。

- ✧ 日化協は、2018年12月にSDGs専用ウェブサイト(<https://www.nikkakyo.org/sdgs>)を開設し、先に紹介した「ビジョン」を始め、SDGs部会等の「活動報告」や「SDGs事例集」を広く社会に公開している。
- ✧ 日化協の「SDGs事例集」は、会員の活動支援とステークホルダーとの対話を目的に、SDGsに関わる健康・介護・医療分野、社会インフラ分野の他、食糧や資源エネルギー・環境問題への貢献等、多岐に渡る会員の製品、サービス、事業活動にフォーカスして、作成されている。

2. 日本石鹼洗剤工業会

2.1 自主的な環境モニタリング

【取組の概要】

日本石鹼洗剤工業会では代表的な4種の界面活性剤（LAS、AE、AO、DADMAC）^{*1}について環境モニタリングを実施している。

【取組の結果】

洗剤成分のばく露評価の課題に対して、1998年から継続的な取り組みを続けている。関東及び関西の4河川^{*2}で、年4回の濃度測定による環境モニタリングを実施しており、1998年度から2018年度までの過去21年間の測定結果に基づき、生態リスクについての評価を行い、環境への影響に問題のないレベルであることを確認している。

また、主に柔軟仕上げ剤に配合されているエステル4級塩（カチオン界面活性剤）の微量分析法を開発し、2014年3月に公表したエステル4級塩のリスク評価結果において、本分析手法も活用している。LASについても分析精度向上を目的に、サロゲート分析法を開発し、2017年の環境モニタリングから用いている。

*1 LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
AE：ポリオキシエチレンアルキルエーテル
AO：アルキルジメチルアミノキシド
DADMAC：ジアルキルジメチルアンモニウムクロリド

*2 多摩川、荒川、江戸川、淀川の4河川7ヶ所。
家庭排水が流入する可能性が比較的大きいと考えられる代表的な都市周辺河川である。

界面活性剤の環境モニタリングを続けて20年

https://jsda.org/w/01_katud/ktd_201909_kankyoanzen.html

2.2 リスク評価

【取組の概要】

日本石鹼洗剤工業会は、河川水中の界面活性剤の濃度測定データからリスク評価を行なって、ヒトの健康や生態系への影響について問題がないことを確認している。

【取組の結果】

日本石鹼洗剤工業会では洗剤に関する物質についてリスク評価を行い、その結果をホームページ上で公表している。公表の場は、工業会のホームページに留まらず、学会発表やLASに関する詳細な生態系リスク結果のように学術雑誌への論文発表も行なっている。

- ✧ 蛍光増白剤のヒト健康影響と環境影響に関するリスク評価の結果について（2007年10月）
- ✧ アミンオキシドのヒト健康影響と環境影響に関するリスク評価の結果について（2010年5月）
- ✧ ポリオキシエチレンアルキルエーテル硫酸塩（AES）のヒト健康影響と環境影響に関するリスク評価の結果について（2011年12月）
- ✧ エステル4級塩のヒト健康影響と環境影響に関するリスク評価の結果について（2014年3月）
- ✧ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩（LAS）の水圈生態リスク評価
- ✧ 水環境学会誌、Vol. 33, No. 1 p.1-10, 2010
(https://www.jstage.jst.go.jp/article/jswe/33/1/33_1_1/_article/-char/ja/)
- ✧ 家庭用洗浄剤に用いる界面活性剤の河川表層水・底質モニタリング及び生態系リスク評価（2015年3月）(https://jsda.org/w/01_katud/mizukankyoakkai49.html)
- ✧ 高次評価法を用いた予測無影響濃度（PNEC）導出アプローチの検討-界面活性剤での検討例-（2017年9月）
(https://jsda.org/w/01_katud/ktd_201709_kankyoanzen.html)
- ✧ 河川水試料を対象とした直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩（LAS）のサロゲート分析法の開発 環境と測定技術／ Vol. 45, No. 9, 2018
(https://www.jstage.jst.go.jp/article/jswe/33/1/33_1_1/_article/-char/ja/)



図表 6 日本石鹼洗剤工業会の作成したリスク評価結果の冊子

当工業会の環境に関する活動は、環境年報としてとりまとめ、毎年発行している。



図表 7 石鹼洗剤工業会の環境に関する活動を取りまとめた環境年報の冊子

2.3 GPS Chemicals Portal でのリスク評価の公開

【取組の概要】

化学業界では、国際化学工業協会協議会（ICCA）が中心となり、レスポンシブル・ケア（RC）活動とグローバルプロダクト戦略（GPS）を積極的に推進している。GPSとは、各企業が自社の化学製品を対象にリスク評価を行い、リスクベースでの適正な管理を実施すると共に、その安全性、リスクと管理方法に関する情報を社会一般に公開することを通じて、サプライチェーン全体で化学品のリスクを最小限にしようという自主的取組みである。

日本化学工業協会ではGPSの日本版であるJIPS（Japan Initiative of Product Stewardship）を推進しており、リスク評価結果を「GPS／JIPS 安全性要約書」のかたちでまとめ、ICCAのサイト「GPS Chemicals Portal」にアップロードすることによって、社会一般に情報公開している。

日本石鹼洗剤工業会においては、リスク評価結果をCAS No.ベースで16件、社会一般に公開している。

【取組の結果】

日本石鹼洗剤工業会では以下の表に示す物質のリスク評価書を、GPS Chemicals Portal にアップロードしている。今年9月にGPS Chemicals Portal が閉鎖となつたため、日本化学工業協会「化学物質リスク評価支援ポータルサイト BIGDr」にて引き続き公表している。

◆ 化学物質リスク評価支援ポータルサイト JCIA BIGDr

安全性要約書 物質別リスト（物質名称順）

https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/material/icca_material_list

図表 8 日本石鹼洗剤工業会が GPS Chemicals Portal にアップロードした物質

分類	CAS No.	物質名
蛍光増白剤	16090-02-1	Benzenesulfonic acid, 2,2'-(1,2-ethenediyil)bis[5-[[4-(4-morpholinyl)-6-(phenylamino)-1,3,5-triazin-2-yl]amino]-, disodium salt
	27344-41-8	Benzenesulfonic acid, 2,2'-(1,1'-biphenyl)-4,4'-diyldi-2,1-ethenediyil)bis-, disodium salt
アミンオキシド	2605-79-0	1-Decanamine, N,N-dimethyl-, N-oxide
	1643-20-5	1-Dodecanamine, N,N-dimethyl-, N-oxide
	3332-27-2	1-Tetradecanamine, N,N-dimethyl-, N-oxide
	7128-91-8	1-Hexadecanamine, N,N-dimethyl-, N-oxide
	70592-80-2	Amines, C10-16-alkyldimethyl, N-oxides
	61788-90-7	Amines, coco alkyldimethyl, N-oxides
ポリオキシエチレンアルキルエーテル硫酸塩	3088-31-1	Ethanol, 2-[2-(dodecyloxy)ethoxy]-, hydrogen sulfate, sodium salt
	91648-56-5	Ethanol, 2-(2-ethoxyethoxy)-, 2"-[(C12-15-branched and linear alkyl)oxy] derivs., hydrogen sulfates, sodium salts
	151-21-3	Sulfuric acid monododecyl ester sodium salt (1:1)
エステル4級塩	94095-35-9	9-Octadecenoic acid (Z)-, reaction products with triethanolamine, di-Me sulfate-quaternized

分類	CAS No.	物質名
	91995-81-2	Fatty acids, C10-20 and C16-18-unsatd., reaction products with triethanolamine, di-Me sulfate-quaternized
	91032-11-0	Fatty acids, C12-20, reaction products with triethanolamine, di-Me sulfate-quaternized
	93334-15-7	Fatty acids, tallow, reaction products with triethanolamine, di-Me sulfate-quaternized
	85408-12-4	Octadecanoic acid, reaction products with triethanolamine, di-Me sulfate-quaternized

2.4 國際的な情報発信

【取組の概要】

日本石鹼洗剤工業会の国際的な取組として、前述の「G P S ／ J I P S 安全性要約書の作成・公開」の他、学術分野での情報発信・情報交換も挙げられる。2012 年の SETAC Asia/Pacific 学会（国際環境化学及び環境毒性学会 アジア太平洋大会）にてセッションを企画し、専門家による意見交換を行なった。

【取組の結果】

SETAC Asia/Pacific 学会では、米国石鹼洗剤工業会（A C I）と、洗剤主成分の界面活性剤をテーマにセッション「界面活性剤の環境安全性調査研究の現状」を共催した。日本石鹼洗剤工業会からの発表の他、出席した各国の講演者から最新の研究事例やデータの報告があり、活発な議論が交わされた。



図表 9 A C I と共に開催した合同セッションの様子

2.5 国際標準の導入・自主基準の策定活動

【取組の概要】

日本石鹼洗剤工業会ではこれまで、石鹼・洗剤等の家庭用消費者製品へのGHSの自主的試行にむけて、技術ガイダンスの作成と業界への周知活動に取り組んできた。また日本石鹼洗剤工業組合、日本食品洗浄剤衛生協会と合同で、台所用洗浄剤の一部を対象として「飲食器用洗浄剤の自主基準」を制定し、表示を試行している。

【取組の結果】

2011年から、関連の業界団体とともに、次のカテゴリーの製品を対象として、人の健康有害性に関するGHS表示を製品ラベルに順次導入することとした。さらに、水生環境有害性、可燃性などの物理化学的危険性に関するGHS表示の導入については検討している。

- ◆ 台所用洗剤（食器洗い乾燥機用洗剤を除く）
- ◆ 塩素系漂白剤
- ◆ 塩素系洗浄剤・酸性洗浄剤（「まぜるな危険」表示のあるもの）

一般消費者向けにGHSに関する分かりやすいリーフレットも別途作成し啓蒙活動に取り組んでいる。



図表 10 一般消費者向けリーフレット

飲食器用洗浄剤の自主基準に関しては 2012 年 4 月 1 日以降に製造された製品への適用を開始。

対象となる飲食器用洗浄剤とは、台所用洗浄剤のうち、用途に野菜や果物の洗浄を含まず、もっぱら飲食器の洗浄に用いられる製品であり、いわゆる食洗機専用洗浄剤もこれに含まれる。台所用洗浄剤のうち、用途に野菜や果物の洗浄を含むものについては、食品衛生法で成分規格及び使用基準が定められているが、飲食器用洗浄剤に関しては、すすぎの基準など一部の使用基準しかなかった。今まででは各企業において製品の安全性を担保する努力がなされてきたが、今後は業界としても統一された成分規格を設けることで、飲食器用に適した洗浄剤製品を製造し提供することを目指している。

【GHS表示に続く新たな取り組み】

洗剤類を正しく安全に使うためには、製品を取り巻く環境の変化や、使われる状況の変化に応じて、表示のありかたを見直していくことが不可欠である。当工業会はこれまで、家庭用品品質表示法などの関連法規に準拠した表示を行なうだけでなく、必要に応じて自主的な表示のルールを策定し、改訂を加えてきた。

新しい安全図記号は、「グローバルに展開できること」や、「誰でも理解しやすいこと」を主眼としながら開発した。安全図記号のデザイン原則を規定した国際規格 ISO 3864-3:2012^{*}に基づいてデザインを決定し、日本の工業規格である JIS S 0101:2000 消費者用警告図記号にも準拠している。

なお、このたびの新安全図記号の採用は、日本石鹼洗剤工業会が、塩素系漂白剤などの業界で構成する洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会と協力して行なった。

今後も、より適切な注意喚起につながる製品安全表示を行なっていく取り組みを続けていく。

※Graphical symbols -- Safety colours and safety signs -- Part 3: Design principles for graphical symbols for use in safety signs

◆ 洗剤類の安全図記号が新しくなります

～よりわかりやすく、国際規格に基づいてデザイン～

https://jsda.org/w/06_clage/4clean_252-2.html

◆ Product Safety

Voluntary Standard for Use and Applications of Product Safety Icons

https://jsda.org/e/k_ps_safeuseicon.html



図表 11 製品安全表示図記号（2018 年から順次導入）

- ✧ 世界洗剤会議シンガポール大会でも紹介（2016年10月）
(https://jsda.org/w/01_katud/w_201610-WCFHC.html)
- ✧ 国連のG H Sに関する委員会会議でも一般消費者向けのラベル表示としての採用が検討された（2018年4月）
([http://www.unece.org/fileadmin/DAM/trans/doc/2018/dgac10c4/ST-SG-AC.4-2018-5e.pdf](http://www.unece.org/fileadmin/DAM/trans/doc/2018/dgac10c4/ST-SG-AC.10-C.4-2018-5e.pdf))
- ✧ J I S安全図記号登録（JIS S 0101付属書への追記。2018年12月20日）。
- ✧ 「製品安全図記号」が、2019年7月から中国の洗剤製品の表示のG B／T（推奨国家標準）に採用された。

2.6 洗剤等の成分情報開示

【取組の概要】

国内で販売される家庭用の洗剤類は、一定割合以上配合された成分を包装容器に表示することが法律で定められている。しかし、近年、更に詳しい情報を求める消費者の要望があることや、海外でも家庭用品の自主的な成分情報開示が進められていることから、日本石鹼洗剤工業会では、洗剤等の成分情報開示について自主基準を制定し、2011年11月から実施している。

【取組の結果】

日本石鹼洗剤工業会が作成した自主基準の概要は以下の通り。

◆ 適用製品の範囲

日本石鹼洗剤工業会作成の「家庭用製品一覧表」（日本石鹼洗剤工業会ホームページに掲載）中の以下のものを対象としている。

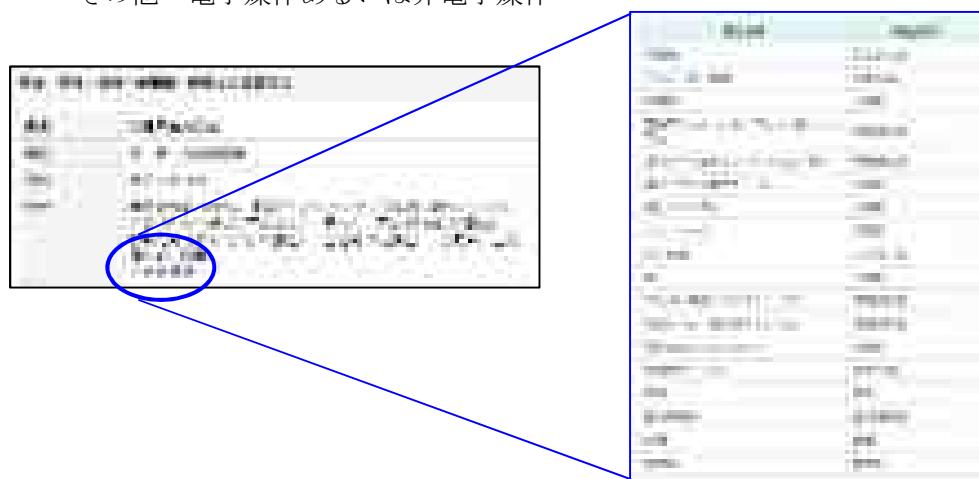
- | | | |
|------------|---------|----------------|
| ・洗たく用洗剤 | ・台所用洗剤 | ・住宅・家具用、その他用洗剤 |
| ・漂白剤 | ・柔軟仕上げ剤 | ・洗たく用仕上げ剤 |
| ・酸・アルカリ洗浄剤 | ・クレンザー | |

※ただし、業務用途に供される製品を除く。

◆ 開示の方法

製造者は、命名法に従って、次に示す媒体・方法のうち一つあるいは複数の方法を選択して、開示することができる。以下の図表にWebサイトの例を示す。

- ・製品容器
- ・製造者のWebサイト、あるいは複数の製造者が共同で立ち上げるWebサイト
- ・製造者の問い合わせ用電話での回答
- ・その他 電子媒体あるいは非電子媒体



図表 12 製造者のWebサイトでの成分情報開示の例

3. 電機・電子 4 団体

3.1 事業所化学物質管理キーパーソンの育成の推進

【取組の概要】

電機・電子 4 団体では、化学物質に対する複雑かつグローバルな規制の下で化学物質を使用するためには、事業リスク管理上必要な管理水準の維持・向上と、それを担う人材の確保が急務との認識の下、化学物質に関わる事業所リスクを管理できる人材「事業所化学物質管理キーパーソン」の育成を推進している。

【取組の結果】

これまで電機・電子業界のニーズに合った管理体制と人材育成のあり方を検討し、育成プログラムについて 3 年をかけてとりまとめ、2013 年に発行した。そして、企業活動におけるより一層の環境リスク低減のため、それぞれの職種において必要とされる環境スキルを整理・策定した育成プログラムの共有を図り、化学物質管理者の人材育成を推進している。

当取組の推進にあたり、産業環境管理協会の御協力を頂いている。2019 年度は 12 月に「事業所の化学物質管理：製造事業所のリスク管理と人材育成」セミナーを開催する予定である。

3.2 事業所リスク分析及び各国化学物質関連法規制の調査・分析

【取組の概要】

電機・電子 4 団体では、グローバルな化学物質規制の強化に伴い、会員の生産拠点が置かれている各国の化学物質関連法規制の調査・分析を進めている。また、2014 年度は、それらの成果を踏まえ本邦側での遵法管理ツール開発に取り組んでいる。

【取組の結果】

会員企業の事業リスク管理に寄与するための遵法管理ツールとして、国内事業所において化学物質に関連する法的要件への対応に伴うリスクならびに事故事例の収集・分析を行い、経験的判断のみに頼らないリスク管理レベルチェックリストの開発を進めているところである。

4. 日本自動車工業会

4.1 サプライチェーン環境情報伝達システム（IMDS）の利用

【取組の概要】

日本自動車工業会に加盟する自動車メーカーは、全世界の自動車業界で運用している I M D S (International Material Data System) を利用し、自動車に含まれる化学物質を定量的に把握し管理している。

【取組の結果】

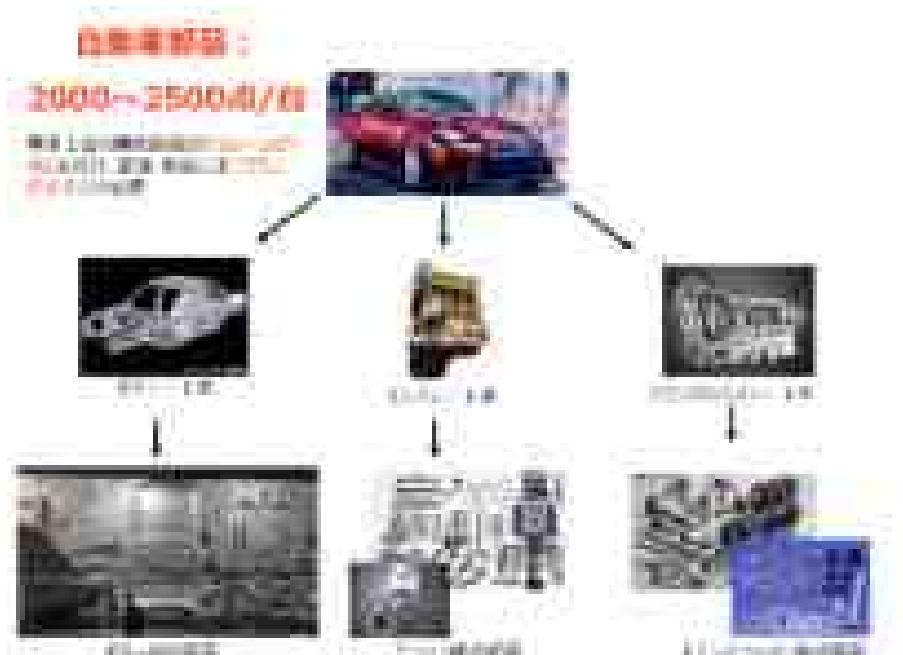
I M D S は E L V 指令対応を念頭に開発したサプライチェーン環境情報伝達システムである。現在、I M D S は当初の重金属だけではなく化学物質管理を実施する自動車業界の標準ツールとなっている。I M D S の概要は以下の通りである。

◆ 運営

日米欧の会員自動車メーカーで資金拠出と運営（システム運営は D X C テクノロジー社に委託）。

◆ システムの特徴（図表 24、25 参照）

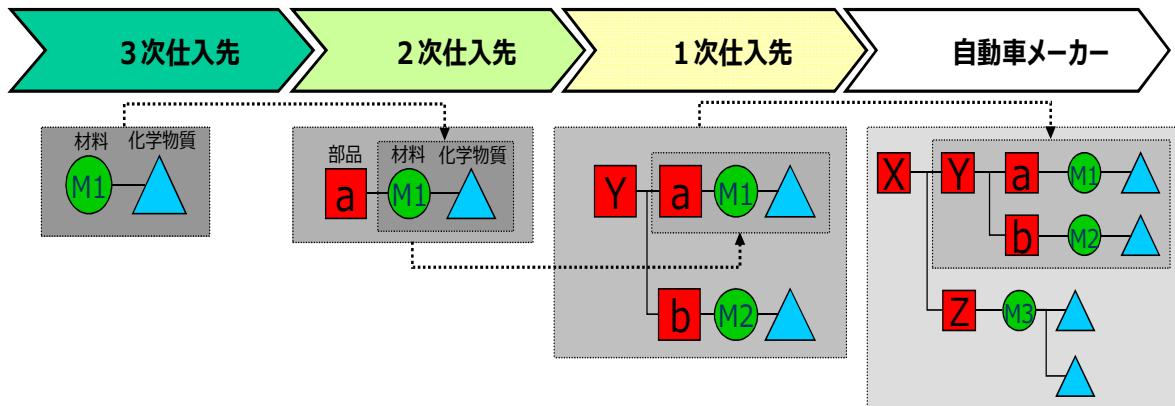
- ・統一フォーマットを用いてサプライチェーンで情報を伝達する仕組み
- ・大量点数の自動車構成部品の含有物質データを管理
- ・提供された仕入先データをそのまま自社データに組み込み供給先に提出可能
- ・登録標準材料データや公的規格（I S O、J I S、D I N 等）を参照可能
- ・「品番（等の送信先固有情報）」と「部品構成情報」とに情報が構成されており、前者のみを追加することで、同じデータを複数の送信先に送信可能
- ・機密情報を守る堅牢なセキュリティ



図表 13 大量の部品で構成される自動車



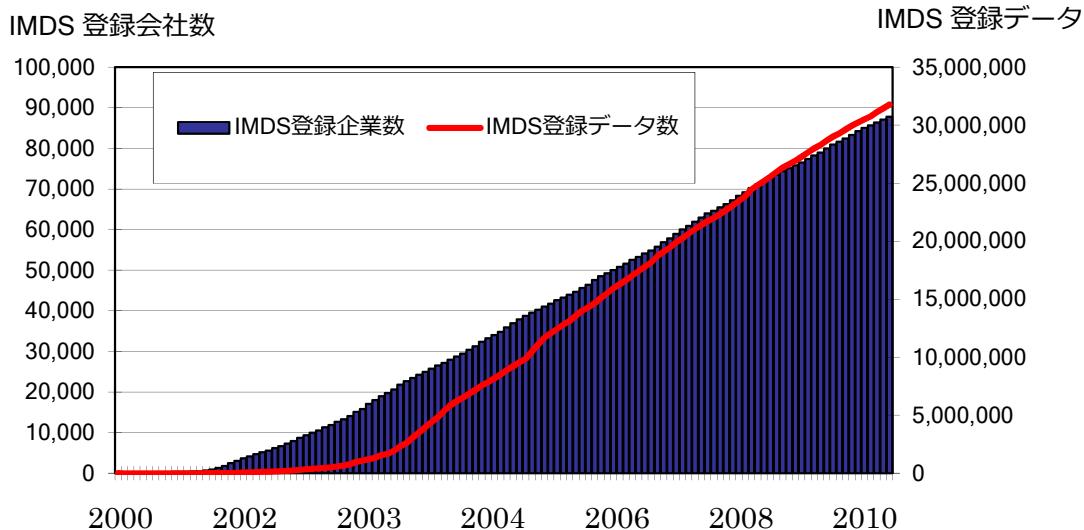
図表 14 自動車部品の複雑なサプライチェーン（概念図）



図表 15 IMDSにおける情報伝達のイメージ

✧ 使用実績（2019/4 末時点）（図表 16 参照）

- ・登録仕入先：178,506 社
- ・登録ユーザ数：503,702 名
- ・総データ数：74,535,558 シート



図表 16 IMDSの利用登録会社数と登録データ推移（2000-2010）

✧ 化学物質リストの整合化(G A D S L : Global Automotive Declarable Substance List)

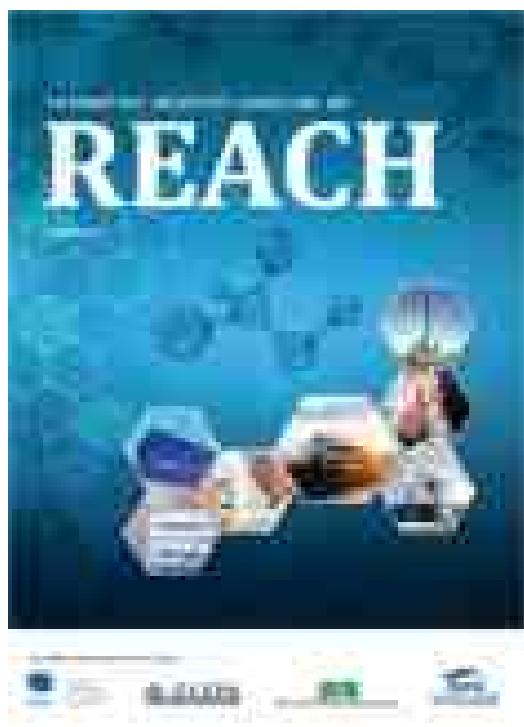
欧米日の自動車、自動車部品、化学メーカーで構成するG A S G (Global Automotive Stakeholder Group) で、自動車業界共通の化学物質リストを策定・更新（2005 発行、2014 年第 10 版）。各国の法規対象物質をリスト化（250 物質群、3454 化合物）。G A D S Lは自動車会社、部品メーカーの社内規格に取り込まれ広く活用されている。

4.2 REACH 規則への対応方針の策定

【取組の概要】

世界の自動車業界団体にて統一したガイドラインを発行し、欧州REACH規則への対応方針を示し仕入先を含めた対応をお願いしている。ガイドラインは適宜改定し、2018年に第4版を発行した。第4版では、欧州化学品庁の「Guidance on requirements for substances in article」に従い見直しを実施した。

- ✧ ECHAガイダンス：<https://echa.europa.eu/-/guidance-on-requirements-for-substances-in-articles>
- ✧ 自動車業界統一ガイドライン：<https://www.acea.be/publications/article/reach-automotive-industry-guideline>



図表 17 自動車業界統一ガイドライン

5. アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）

5.1 製品含有化学物質の情報伝達の取組

【取組の概要】

アーティクルマネジメント推進協議会（ J A M P :Joint Article Management Promotion-consortium）は、アーティクル（部品や成形品等の別称）が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることが、産業競争力の向上には不可欠であるとの認識に立ち、この理念に賛同する17の企業が発起人となって2006年9月に業界横断的な製品管理の取り組みを推進するボランタリーナ活動推進主体として発足した。

欧州REACH規則等をはじめ、米国やアジア諸国も含め世界各地域で製品含有化学物質規制が導入・強化されつつある中、サプライチェーンを通じた情報伝達の取組は進展している一方、データフォーマットが複数あることによるデータ入力に係る個社の負荷が課題であること等の課題をふまえ、2013年に開催された、経済産業省「化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会」では新たな情報伝達スキームの基本要件及び新スキームの具体化に向けた検討課題が取りまとめられた。この新たな情報伝達スキームの検討・開発に係る経緯は下記の通りである。

新情報伝達スキームは chemSHERPA（ケムシェルパ）として、2015年に経済産業省が開発し2016年からJAMPが運営している。

年次	概要
2014年1月	世界共通規制の仕組み
2014年3月	日米韓三カ国で「情報
2014年6月	情報収集を目的としたため「会議」
2014年9月	世界標準にてデータを提出社へ
2014年11月	問題リストに掲載したところの確認、実態把握基準の検討
2015年3月	問題リストに掲載したところの確認、日本独自規制適用企業へ
2015年6月	日本独自規制適用企業へ「データ収集指針」が作成
2015年8月	データ収集指針へ「データ登録用紙」が付属され、「登録用紙」が提出社へ
2015年9月	登録用紙にて「データ登録用紙」を提出する構造
2015年11月	データ登録用紙にて「登録用紙」が提出される構造
2016年2月	登録用紙にて「登録用紙」が提出される構造
2016年4月	JAMPにて「データ登録用紙」

図表 18 情報伝達スキームに関する検討・開発の経緯

【取組の結果】

- ✧ chemSHERPA では、化学品と成型品について情報伝達項目及びデータフォーマットが作成された。無償提供しているデータ作成支援ツールは国内外より約 7 万 5 千ユーザーからダウンロードされている。
- ✧ chemSHERPA の普及に賛同する企業・団体は、102 社・団体である（2017 年 10 月 4 日時点）。
- ✧ 定期的な管理対象物質リストの改訂、データ作成支援ツールの改訂、ツールガイダンス及びクイックマニュアル（英語版・中国語版含む）、chemSHERPA 以外の情報伝達スキームとのコンバータ機能の拡充等を継続的に実施している。
- ✧ 関連して利用者向けのセミナーを開催しており、JAMP が主催する基礎講座のほか、出前講座や工業会等のご要望に応じた国内工業会セミナーも受け付けている。chemSHERPA を利用する実務者向けには、JAMP が公認した外部事業者による実務者講座を開催している。
- ✧ 国際的には、経済産業省の支援を受け、タイ等における JAMP 実務者教育及び指導者教育を行ったほか、IEC や APEC 及び業界団体による国際会合への出席、中国での講座開催による普及を推進している。
- ✧ chemSHERPA による製品含有化学物質情報の伝達スキームを国際的に展開するために、国際標準化の推進、他国や他組織のスキームとデータの互換性などについて検討を行っている。



図表 19 学品の情報伝達とデータフォーマット

図表 20 講座の位置付け・ねらい

分類	目的	対象
基礎 講座	(1) 製品含有化学物質情報伝達の必要性と重要性を理解する。 (2) 製品含有化学物質管理の実務並びに管理に必要な仕組み(chemSHERPA)を把握する。 (3) 社内の管理体制の構築、調達先への説明・指導等に取り組む準備をする。	・はじめて製品含有化学物質管理に取り組む方 ・化学物質管理部門の組織責任者 ・含有物資調査回答担当者
実務者 講座	製品含有化学物質情報伝達の仕組み(chemSHERPA)の理解 (実務において授受を可能とするレベル)	・サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報を開示・伝達する実務担当 ・含有物資調査回答部署の責任者

III. 労働団体の取組事例

6. 日本労働組合総連合会

6.1 化学物質管理を含む労働安全衛生水準の向上のための啓発と提言

【取組の概要】

日本労働組合総連合会は、化学物質管理を含む職場における事故防止と労働安全衛生水準の向上を図るため、指針の策定や研修会を開催し、周知・啓発を行うとともに、これらを通じて得られた知見や課題に応じて政策要請活動を行っている。

【取組の結果又は進捗状況】

2018年6月には、「連合労働安全衛生取り組み指針（2018～2022年度版）」をまとめ、加盟組織に活用を求めた。同指針では、化学物質の取り扱いを含む職場における「労働安全衛生マネジメントシステム」やリスクアセスメントについて、導入と運用、必要な取り組みについて解説を行っている。

また、指針の普及等を通じた加盟組織の啓発、及び課題の洗い出しを目的として、中央及び地方で「労働安全衛生担当者会議」「労働安全衛生ネットワーク研修会」を継続的に開催し、専門家からの講演等の学習会や経験交流、討議を行っている。

さらにこれら機会を通じて得られた知見等を集積し、政策要求として政府審議会における委員意見、及び政党に要請を提出している。主な内容としては、化学物質に関する災害時の円滑対応のための危険性・物理特殊性の周知、リスクコミュニケーションの強化のほか、有害とされる物質の代替物質のリスク比較にかかる国や地方自治体の責務、等。

【連合の労働安全衛生取り組み指針】

https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/data/roudouanzen_torikumi_shishin_201806.pdf

6.2 化学物質管理とコンビナート保安・防災機能の強化

【取組の概要】

日本労働組合総連合会の加盟組織である JEC 連合は、次の通り、政府審議会等の場に労働者側代表委員として議論に参加している。

- ・化学物質審議会
- ・個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会
- ・労働基準法第 113 条の規定による公聴会
- ・職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

定期的に関係業界団体と意見交換を重ねるとともに、経済産業省や厚生労働省など政府関係機関や、友好関係にある主要政党に政策要望を行っている。あわせて、化学物質管理やコンビナート保安・防災機能の強化など取り組みの強化について要望している。

【取組の結果又は進捗状況】

経済産業省「化学物質審議会」においては、JEC 連合から委員が出席。例年、年 1 回開催される同審議会では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）改正、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）改正及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）改正の動き等について確認している。化審法は 2019 年 1 月から新規化学物質届出・申出に係る特例制度の全国数量上限について、2018 年までの製造・輸入数量を人健康や生態系への安全性の確保を前提に見直し、全国数量上限を用途情報も加えた環境排出数量に変更することとなつた。

厚生労働省「個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会」（2017 年 10 月～2018 年 10 月）においては、JEC 連合副事務局長が参考者として参加。現行の作業環境測定に加えて個人サンプラーによる測定方法を導入すべきと取りまとめられた。その結果、同「検討会」報告書では、労働者の健康確保に資するため、労働安全衛生令で作業環境測定を義務づけられた広範な作業場に個人サンプラーによる測定を導入することが望ましい、と結論づけられた。

厚生労働省「労働基準法第 113 条の規定による公聴会」（2019 年 2 月）においては、JEC 連合副事務局長が労働者側代表公述人として出席し意見陳述し、「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会」の報告書に沿って同条別表に「オルト - トライジンによる膀胱がん」を追加することを意見として陳述し、業務上疾病における労災補償の確保と労働者の健康障害防止に資するものとして同意見が了承された。その結果、同年 2019 年 4 月に施行された労働基準法施行規則改正省令が定める業務上の疾病的範囲に関して、オルト - トライジンに暴露される作業環境下において業務に従事することによって発生する膀胱がんを新たに業務上の疾病とすることが定められた。

厚生労働省「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」（2019 年 9 月～）においては、JEC 連合副事務局長が化学物質による労働災害の防止に向けて取りまとめ

に参画する。(2019年12月現在)

さらに、中央省庁や主要政党に対しては、化学物質管理について適正な評価に基づく化学物質の規制を要請。また将来予想される大規模災害による被害を最小化するために必要なコンビナート保安・防災機能の強化に向けた要請については、そのための予算措置など施策に反映されている。